

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## Multilateralist Approach to Peace through Law in the Interwar Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-04-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 船尾, 章子, FUNAO, Akiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2401">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2401</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



戦間期における多国間主義にもとづく平和と安全の  
探求  
—ブリアンの構想と実践を中心に—

船尾 章子

神戸外大論叢 第68巻 第2号 (2018年) 抜刷

神戸市外国語大学 研究会

# 戦間期における多国間主義にもとづく平和と安全の 探求

## ——ブリアンの構想と実践を中心に——

船尾 章子

### はじめに

フランスの皆さまに誠実な友人として申し上げたい。ブリアンがフランスのために7年間おこなったことは、ヨーロッパに対する精神的指導力を彼にもたらし、2つの大陸から尊敬と信頼が寄せられました。ブリアンの名は、彼を平和の雄と認める、フランスに足も踏み入れたことのない何百万もの人々に親しまれました。もしもフランスが彼に対して払うべき共感や支持を時として弱めるなら、それは彼の構想から逸脱し、その理念を否定するゆえだと捉えられるでしょう。

——オースティン・チェンバレン<sup>1</sup>

経済通の外交官で、ケロッグ・ブリアン条約交渉時代に駐米大使を務めるなど、ブリアン外交の一翼を担ったクロードル(Paul Claudel)は、1935年3月の新聞記事からこの一節を日記にとどめ、その切り抜きを挟み込んだ。

ブリアン(Aristide Briand)は戦間期にフランス外務省を率いて、持続的な広域的平和秩序の構築を展望する幅広い多国間外交を展開した。その実践的経験は、ヨーロッパ国際関係の伝統的秩序原理であった力の均衡を措いて、法に基礎づけられた国際協調を通じて広域的に平和と安定を維持するという長期的目的の下に試みられた先駆的な多国間主義の実験であったと考えられる。その成否はさておき、剛毅な信条を包み込む柔軟性を持ち味とする多国間外交の実践をた

---

<sup>1</sup> *Le petit parisien*, 7 mars 1935, cité dans P. Claudel, *Journal II* (Gallimard, 1969), p. 82. 3月7日はブリアンの命日である。

どる時、それを支え、導いた基本理念と残された教訓が、多国間主義の歴史的展開を鳥瞰する上で、いまなお示唆に富むことがわかる。

多国間主義の語は多義的だが、本稿では、複数国と協力しようとする対外関係の接近方法<sup>2</sup>と捉え、外交当事者の認識や志向性を意味する語として用いる。本稿は、世界認識としての多国間主義を鍵に、当事者の思考様式に注目し、あくまで当事者の視点に即して、現実の多国間外交から看取される平和・安全保障構想の実践的展開を素描しようと試みている。1925年から7年間のブリアンの多国間外交を中心に、その先駆者と後継者の事績も含めて、多国間外交を導いた平和秩序構想の展開とその手法をたどって行こう。これは、具体的組織体としての国際平和機構の機能や制度について客観的に論究するものでもなければ、特定時期の特定主題に関する外交関係を政治史的に分析するものでもない。

## 1. 多国間主義による平和・安全保障構想の歴史的文脈

### 1.1 伝統的思考と国際主義的思考

戦間期の平和・安全保障政策に関する関係当事者の認識を探るにあたり、その前提として2種類の一般的な思考様式が存在することに留意するのが有益であろう。

第1は、伝統的思考である。それは、19世紀ヨーロッパの安全保障の基本をなす勢力均衡と同盟に基づき、戦略的優勢による安全の確保を志向する。その前提には、国家間関係には軍事的対立が付き物であって、国際関係を動機づけるのは力の追求だとの基本認識がある。第2は、国際主義的思考である。それは、国際法に基づく諸国の平和的協力を通じた広域的安定を志向し、国際社会における法の支配の実施および強制のために国際制度を設定して諸国の協力を確保しようとする。そして、国際協力に伴う経済的社会的文化的利益を重視し、戦争防止と経済的発展のためには国民国家を越えて制度を創設することが最良の手段だと認識する。

第1次世界大戦前後のフランス安全保障政策の展開を研究する上で、この区分を指標にしたジャクソンは、そこで一貫した関心事であったドイツ問題については、伝統的思考がドイツに対抗するヨーロッパの勢力均衡の構成を目指すのに対して、国際主義思考は国家間協力体系へのドイツ包含を目指す、と図式化した。彼の研究によると、第1次世界大戦の中盤までの仏安全保障政策の形成を導いたのは伝統的思考だったが、大戦による過大な負担と犠牲から、中道と左派勢力には国際主義的な「法による平和」の概念が漸次浸透していったという。

<sup>2</sup> A. Nollkaemper, “Unilateralism/Multilateralism”, in *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, (Oxford UP, online edition) (EPIL), para 3.

他の交戦国でも国際主義の動きは現れるが、フランス版国際主義には固有の特徴がみられた。それは、国際法の拘束力を集団的兵力により担保する厳正な制度の確立を志向する法律家的傾向である。これに加えて、広範な経済協力の促進に重点を置く国際主義の流れも併存した。こちらは、ドイツも含む環大西洋経済協力体系を模索する諸計画に表出される<sup>3</sup>。

フランス版国際主義の魁はブルジョワ (Léon Bourgeois) である。彼は、ハーグ平和会議ではフランス主席代表として、仲裁裁判の義務化に力を注いだが、果たせなかった。それでも、かかる多国間協議の過程で諸国の共通意思が形成されることに社会連帯主義の立場から「ある種の諸国民の社会 (a Society of Nations)」の作用を認めたブルジョワは<sup>4</sup>、大戦中から積極的に国際平和機構の創設を訴えるようになる。彼は論じた。将来の暴力を避けようとするフランスおよび諸国民に平和と安全をもたらすのは、勢力均衡の政治ではなく、法の政治であって、国際連盟 (la Société des Nations) の構築なくして法の政治は存在しない<sup>5</sup>、と。

フランス外務省は講和会議に向けて、創設が見込まれる国際連盟の具体案を検討するための委員会を1917年7月に設け、ブルジョワはその委員長となった。当委員会は検討の成果を、翌年6月、国際連盟に関する提案<sup>6</sup>として政府に提出した。

この提案文書によれば、国際連盟の目的は、紛争処理のために、力の代わりに法 (le droit) を用いて平和を維持し、大国と小国とを問わず、その主権の行使を保証することである。

国際連盟を代表する機関は、すべての加盟国の首脳またはその代理から構成される国際協議会 (le Conseil international) とする。協議会は、毎年定期的に会合する。

国際協議会は、常任幹事会 (la délégation permanente) の構成員15名を任命する。常任幹事会は、国際協議会の会期外に、協議会への通報の受理、協議会の審議の準備、文書の管理、協議会に対する緊急事態の通告およびその特別会合の提案、等を行う。協議会はまた、国際法廷を編成する。法廷の構成は具体的には示さない。

国際協議会は、加盟国間の紛争を仲介して平和的解決を図る。仲介が不調の

<sup>3</sup> P. Jackson, *Beyond the Balance of Power* (Cambridge UP, 2013), pp. 5-7.

<sup>4</sup> M. Koskenniemi, *The Gentle Civilizer of Nations* (Cambridge UP, 2001), pp. 284-286.

<sup>5</sup> L. Bourgeois, *La pacte de 1919 et la Société des Nations* (Bibliothèque Charpentier, 1919), pp. 18-19.

<sup>6</sup> Texte des Résolutions adoptées par la Commission Ministerielle française, dans L. Bourgeois, *op.cit.*, p. 197 et s. See also English Translation reproduced in D. Hunter Miller, *The Drafting of the Covenant* vol. 2, (Putnam, 1928), p. 238 et s.

場合、法律的紛争は国際法廷に付託し、非法律的紛争については協議会が決定を行う。協議会は、自らの決定および国際法廷の決定の履行を確保する。協議会の求めにより、諸国民は、違反国国民に対して、経済上、陸・海軍上の措置を講じるべきものとされ、そのための外交的・経済的・軍事的制裁につき極めて詳細に記述されている。最も目を惹くのは、軍事的制裁のために一種の国際軍が予定される点であろう。国際軍の兵員は加盟国から提供され、その編成および作戦行動は、国際協議会の監督の下に、国際的な常任軍事参謀部 (*Service permanent d'Etat-Major*) が決定する。各加盟国は、この軍事参謀部に派遣される将校を任命する。参謀長と副官と司令官は国際協議会が任命する。

以上の概略から、本委員会の提案は、法に基づく平和という基本思想の下に、国際紛争の司法的制御を中核とする多国間協力制度を設計しており、国際軍がかかる目的の達成手段とされたことがわかる。

ブルジョワの所説によると、世界大戦が諸国家の権利を保証する組織づくりの必要性を明白にした。この組織づくりの真髄は、法を明確にし、その規則を適用する国際制度の創設にある。既に明確な国際法は存在するゆえに、必要なのは、まず、なんらかの国際法廷を創設するか、あるいは、ハーグ平和会議が設けた国際裁判所を発展させて、十分な権限を与えることである。それを継続的で権威あるものとするには、さらに、国際裁判の義務化と、それに従わない場合の制裁の導入が必要である<sup>7</sup>、とされる。

ブルジョワは、パリ講和会議において国際連盟規約の起草を担当した国際連盟委員会に、仏代表団の一員として、この提案文書を提出した。さらに、規約の起草過程でも国際軍および常任参謀部の設置を繰り返し提案し、フランスの報道機関が本件の動静を積極的に取り上げた。だが、米英の抵抗に遭って、仏提案が委員会の合意を得ることはなかった<sup>8</sup>。

平和回復後のフランスでは、右派の国民連合政権が、伝統的発想からドイツに対する強硬な力の政策を打ち出した。それが却って逆効果を招き、同政権は1924年5月の総選挙で敗退する。代わって登場した左翼連合政権は、国際主義的観点に立ち、平和・安全保障について全面的に政策を転換させた。その基本方針は、平和の建設を最優先課題とし、そのために国際連盟を強化する<sup>9</sup>、と要約することができる。

<sup>7</sup> Bourgeois, *op. cit.*, pp. 66-74.

<sup>8</sup> F.P. Walters, *A History of the League of Nations*. (Oxford UP, 1960), pp. 61-63. なお、ブルジョワの思想および経歴につき、see Koskenniemi, *op. cit.*, pp. 284-294.

<sup>9</sup> Jackson, *op. cit.*, pp. 448-449.

## 1.2 左派連合政権の国際主義的連盟強化構想

1924年9月5日、フランスの平和構想は新政権の首相兼外相エリオ(Edouard Herriot)により、第5回国際連盟総会で広く加盟国に提起された。エリオはまず、仲裁裁判を国際法の礎石とした上で、それは手段であって目的ではないと語り、安全保障および軍縮と不可分の関連があることを指摘する。仲裁裁判は力なき正義/司法であってはならない。パスカル曰く「力なき正義は無力である。正義なき力は専制である。力なき正義は悪人に対する効果がない」として、仲裁裁判・安全保障・軍縮の3つを支柱とする国際連帯による平和の構築を呼びかけたのであった<sup>10</sup>。

米国大統領ウィルソン(Thomas Woodrow Wilson)の平和秩序構想の下に創設された連盟規約の集団的安全保障制度と、米国不在で発足することになった連盟の現実との間には不整合があり、それを解消すべく、それまでも各種方策が検討されてはいた。そこから、制度補強を探る国々と過重な負担を警戒して加盟国の裁量を確保しようとする国々との利害を異にする<sup>11</sup>ことが浮き上がっていたが、このエリオと英国労働党内閣首相マクドナルドによる提議が引き金となって、連盟総会は、安全保障と軍縮と仲裁裁判を統合する方向へと連盟規約を補強・発展させることを決定した。

このために、チェコスロバキア(以下、チェコという)のベネシュ(Eduard Benes)外相とギリシアのポリティス(Nicolas Politis)<sup>12</sup>代表を中心とする2つの委員会により具体的文書案を起草し、総会の第1、第3委員会がそれらの集中的な審議・改訂を行うことになった。その所産が、総会の全体会合で10月2日に採択された国際紛争平和処理議定書<sup>13</sup>、通称ジュネーヴ議定書であった。

議定書という名称から明らかなように、これは連盟規約を基本条約としてその内容を発展させる文書である。

まず、ジュネーヴ議定書の特筆すべき成果は、あらゆる紛争の平和的処理について、終局的に拘束力のある手続きに付す仕組みを完備した点である。それは、①常設国際司法裁判所(以下、PCIJという)の強制的管轄権の受諾、②国際裁判に付されない紛争の連盟理事会への付託、からなる。理事会は、全会一致で報告書を採択できなければ、仲裁委員会を設置する。当該委員会への事件の

<sup>10</sup> *Arbitration, Security and Reduction of Armaments: Extracts from the Debates of the Fifth Assembly including Those of the First and Third Committees*, LN doc. C. 708. 1924. IX, pp. 19-22. 本資料はジュネーヴ議定書採択までの各種審議を集成したもの。

<sup>11</sup> See A. Zimmern, *The League of Nations and the Rule of Law 1918-1935* (Macmillan, 1936), pp. 324-345.

<sup>12</sup> 社会連帯主義に近い国際法学者。その思想につき、see Koskenniemi, *op. cit.*, pp. 305-309.

<sup>13</sup> Protocol for the Pacific Settlement of International Disputes, *The American Journal of International Law (AJIL)*, Vol. 19-1, Supplement (1925), pp. 9-17.

付託は紛争当事国の義務とされ、その裁定には拘束力がある。判決や裁定を無視して戦争に訴える国には、直ちに連盟規約第 16 条の制裁が適用される。

次に、安全保障制度の面では、侵略国(*aggressor*)の概念を導入し、連盟理事会による対応を組織化した。規約の約束に反して戦争に訴えたり、戦闘が発生した場合に判決・裁定や理事会の全会一致による勧告に従わない国は、自動的に侵略国と推定される。被侵略国を助けて誠実かつ有効に協力することが議定書署名国の義務である。また、陸海空の兵力による支援について予め協定を締結することも予定された。

さらに、軍縮については、翌年 6 月 15 日に連盟理事会の招集による軍縮会議の開催を予定し、同会議による一般的軍縮計画の採択をもって議定書は効力を発生するとした。所定の期限内に当該計画が履行されない場合は、理事会により本議定書が無効となる旨が宣言される。

議定書を採択した総会の議場は、「一種形容し難い厳粛な緊張した而かも極めて崇高な気分」が充満した<sup>14</sup>。日本代表の一員、杉村陽太郎はそう伝える。

ブリアンが真っ先に登壇して議定書に署名し、我が政治的経歴全体の中で最も記憶すべき出来事が、ここに来たりて仏代表として署名したことだと弁じて、満場の拍手を浴びた。ブリアンと国際連盟との本格的な機縁は、この総会から始まっている。引退したブルジョワを継いで、連盟理事会のフランス常任代表となったのだった<sup>15</sup>。

エリオ首相は前述の総会演説の中で、ハーグ平和会議でブルジョワにより提起されたフランスの法的伝統を継承すると述べていた<sup>16</sup>が、ジュネーヴ議定書には、ブルジョワの設計になる国際連盟の基本構想が投影されている。それは、司法制御を中核化・義務化しつつ平和のための 3 支柱を結び合わせる形で国際連盟の構造強化を図ったものだからである。

ゆえに、議定書は、フランス版国際主義の一大収穫であったといえよう。強制的国際裁判は、侵略国を判定する手段であるとともに、国際法の拘束力により現状維持を堅固にする安全保障制度を構築するというフランスの基本的政策目的にも好適である。さらに、議定書が連盟規約の第 10、16 条の義務を補強することは、英国の義務を東欧諸国へと広げるという含意もあった<sup>17</sup>。

<sup>14</sup> 杉村陽太郎「壽府平和議定書と『ロカルノ協定』」、『国際法外交雑誌』第 25 卷 9 号(1926 年)、839 頁。

<sup>15</sup> LN doc. C. 708. 1924. IX, *supra note* 10, p. 322. See also Walters, *op. cit.*, pp. 268-276.

<sup>16</sup> *Ibid.*, p. 20.

<sup>17</sup> Jackson, *op. cit.*, pp. 460-463.



### 1.3 ジュネーヴ議定書への反応

議案書の採択が連盟発足以来5年間の検討作業を集大成して規約の不備を一挙に補強したとする立場からは、これは連盟の記念碑的事績<sup>18</sup>と評価された。他方で、議定書は、冷静に考査すれば、「其規模が餘りに宏大にして其規定する所が甚だしく論理に過ぎ現實に遠ざかる」として、「利益を受くる小國の満足に反し、之が實行保障の任に當る大國の不安が次第に加った」<sup>19</sup>とも指摘された。確かに、議定書の署名・批准については、英仏伊日の動向が加盟國の大勢を左右するとの予測があり、日伊も実は英國次第だろうと推定されていた<sup>20</sup>。フランス国内でも軍や伝統派の外交職員の反対はあった<sup>21</sup>。

果たして英國で1924年10月末の総選挙により労働党から保守党へと政権が交代すると、ジュネーヴ議定書は批判的見直しの対象となった。翌年3月の連盟理事会で、オースティン・チェンバレン(Austen Chamberlain)外相によりその結論が表明された。国王陛下の政府は議定書を受け入れない、と。同外相は、格別の必要に対応するには、國際連盟と協力の上で特別の取極を作成して連盟規約を補完するのが最良の途であるとも述べた<sup>22</sup>。

實際、議定書の批准は進まなかったし、連盟總會決議が軍縮會議のための準備研究を理事会に促したのみで、予定された期日に軍縮會議は開催されなかった<sup>23</sup>。ジュネーヴ議定書という、國際連盟規約の包括的で大胆な補強の試みは前途に暗雲が垂れ込めた。とはいえ、法による平和を探求する多国間協力の實際的な選択肢はこれだけではないだろう。

1925年4月、財政危機のためにエリオ政権は倒れ、パンルヴェ(Paul Painlevé)が組閣した<sup>24</sup>。ブリアンがこの新政権の外相となる。彼がここから、エリオ政権下で描かれた平和・安全保障の基本構想を、柔軟に応用し、実施して行くのである。

その頃、組織体としての國際連盟は、加盟國の関係官庁や代表團そして連盟事務局の相互学習を通じて業務運営面では軌道に乗りつつあった。連盟理事会は、年4回の会合を定例化して求心力を増し、ヨーロッパ諸國の外相の定期会合の場となっていた。連盟の活動に対する民間の期待と関心も広がっていた<sup>25</sup>。

國際主義的観点から平和の建設に向けて、この國際連盟の場を有効に利用す

<sup>18</sup> Zimmern, *op. cit.*, p. 350.

<sup>19</sup> 非ヨーロッパ常任理事國、日本の見方である。杉村、前掲論文、844頁。

<sup>20</sup> Walters, *op. cit.*, p. 283.

<sup>21</sup> Jackson, *op. cit.*, pp. 464-465.

<sup>22</sup> Minutes of the 33th Session of the Council, *League of Nations Official Journal (LNOJ)* (1925), p. 450.

<sup>23</sup> Zimmern, *op. cit.*, p. 309.

<sup>24</sup> Jackson, *op. cit.*, p. 491.

<sup>25</sup> Walters, *op. cit.*, pp. 298-299.

るとすれば、2つの方向性が考えられよう。ひとつは、連盟規約の既存の仕組みには手を加えず、これを最大限機能させる方式を探ることである。もうひとつは、連盟規約は所与として、部分的に何らかの仕組みを別途追加しつつ、規約の不十分な点を補完することである。これら2つの方向性について、ブリアン外相の率いる多国間主義外交はいかに実践されたのだろうか。

## 2. 国際連盟規約体制の活用と補完へ

### 2.1 規約第11条による紛争の平和的処理

理念的で大胆な国際平和機構構築への熱気が退くにつれて、連盟規約自体に改めて立ち返ってその仕組みを見直し、既存の制度の有効利用を通じて平和に関する当面の問題解決のために連盟の利用価値を高めることへと関心が向けられた。この契機となったのが1925年秋のギリシア・ブルガリア紛争であった。

10月23日早朝、ブルガリア政府が連盟事務局に打電し、ギリシア軍が多数領域に侵入したとして、理事会の緊急会合を求めた。同政府は軍に抵抗せぬよう命じたとも付言した。

連盟事務総長ドラモンド(Eric Drummond)は、戦争または戦争の脅威に相当する事態として、規約第11条1項により理事会の招集を決定すると、まず会合計画の腹案を理事会の議長に通知した。手続規則上、輪番制をとる理事会の議長国は、フランスにあっていた。よって、緊急会合の議長はブリアンである。

彼は実に手際よく対応した。まず、交通の便宜を理由にパリでの会合を事務総長に提案する一方、理事会議長の資格で双方当事国に直ちに打電し、軍事行動を停止し、国境線まで軍を撤退させるよう促した。これが奏功し、23日夜には、ギリシア軍に一切の攻撃行動の停止が命じられた。

26日に開会した理事会は、あらゆる戦闘の停止と60時間以内の国境線への撤退を改めて両国に求め、軍の撤退の監視と事実確認のために、英仏伊3国の最寄りの大使館から武官を現地に派遣した。撤退履行が確認されると、理事会はさらに29日、再発防止の観点から、紛争の原因解明にあたる外交的性格の国際審査委員会を現地に派遣することを決定した。審査委員会は最終的解決案を含む報告書を作成し、それを12月の定例理事会で審議するとされた。両当事国はその場で、12月に理事会が出す結論を受諾することを予め約束した<sup>26</sup>。

同審査委員会は、当事国双方に当該事態を招いた責任があるとして、各国が相手側に与えた損害に見合う賠償金を支払うことを献策する報告書を提出した。

<sup>26</sup>以上の経緯は、see Minutes of the 36th Session of the Council, LNOJ(1925), pp. 1695-1713.

理事会はこれを採択した<sup>27</sup>。

本件の解決は、連盟規約第 11 条による紛争の平和的処理手続の重要性が再確認される好機となり、さらには規約の潜在的可能性を明らかにした。ジュネーブ議定書が導入した拘束的な平和処理手続とは違って、第 11 条の手続は任意的で履行確保手段も格別存在しないが、幅広い事態に対する早期の臨機応変の対応を可能にするのである。

ブリアンは、かかる手続の活用法を心得て、あたかも連盟規約の人格化であるかの如く、規約の文言に生きた効果を与えるには適役といえた<sup>28</sup>。彼が問題解決のために和解的雰囲気演出に努めたことが次の発言から看取される。

本件が手本となれば、諸国民の間で紛争が力によらず正義/司法により処理される時代が間近いと期待できるでしょう。ここに理事会は平和の審判者(a Justice of the Peace)として行動しました。我々は広い和解精神に動かされました。(…)本会合の始まりから、既に剣を抜き合った紛争当事国代表間の関係が、友好的で誠実なものへと変化するのが見受けられたのは、彼らが家族的な平和の雰囲気の中で出会ったゆえでありましょう<sup>29</sup>。

緊急理事会に和解的雰囲気が醸し出された背景として、この 2 週間前に、大陸ヨーロッパの地域的安全保障体制がロカルノで合意されたばかりだったことも見逃せない。この余韻が、平和的解決に好条件を用意したと考えられる。地域的事情に沿って連盟規約を部分的補完する方式は、ブリアンが推進した多国間主義の中心的手法であった。

## 2.2 地域的集団的安全保障体制による国際連盟規約の補完へ

### 2.2.1 ロカルノ方式への道

いわゆるロカルノ条約の直接の端緒は、ドイツ外相シュトレゼマン(Gustav Stresemann)の構想だった。それは、ドイツ西部国境の現状維持とラインラントの非武装化を英仏独伊が多国間条約により保証する一方、東部国境では、保証ではなく義務的仲裁裁判条約により力の行使の抑制を期するというものである。この構想の鍵となるのが保証(Guarantee)、すなわち、条約上の義務違反に対しては、その被害国以外の条約当事国が必要な措置をとると約することである。当時、それは軍事的措置をも含むと一般に理解されていた<sup>30</sup>。

<sup>27</sup> Walters, *op. cit.*, pp. 311-314.

<sup>28</sup> Zimmern, *op. cit.*, pp. 372-373.

<sup>29</sup> Minutes of the 36th Session of the Council, LNOJ (1925), p. 1716.

<sup>30</sup> 国際連盟規約における保証について、拙稿「多国間主義に基づく領土保全の保証」、『外国学研究』第 63 号(2006 年)を参照。

1922 年からこれについて英仏の意向を探った上で、1925 年始めにシュトレーゼマン提案が覚書としてエリオ・チェンバレン両外相に提示された。英仏は爾来、緊密に連携・協議しながら、同提案への本格的対応へと歩を進めた。

この段階からフランスが交渉の基本方針としたのは、ヴェルサイユ条約体制の現状維持とドイツの無条件の国際連盟加入であった。同国はドイツ国境の西部と東部を区別して扱うことを警戒した。東欧新興国との同盟関係ゆえに、また、ドイツの東方拡大は軍事的優位回復の序幕であって、東欧の戦争は西方へと波及せざるを得ないゆえに、である。その虞を解消できるのが連盟規約であった<sup>31</sup>。連盟に加入するなら、ドイツに規約上の戦争の規制が適用されるからである。

1925 年 6 月 16 日、ドイツに対する英仏共同の回答たるブリアン覚書はこれを明示した。連盟規約の平和に関する権利義務が連合を結びつけている以上、ドイツがその権利義務と無関係なままで、提案の条約は実現しえない、と。ドイツ側は、ヴェルサイユ条約による軍備の制限を理由に、規約第 16 条の制裁には関与しないという条件なら連盟に加入するという方針であった。

同年夏には、外交経路による交渉を通じて条約案の細部が固まって行く中で、ドイツの連盟加入や東部国境の保証等について、合意は容易に得られなかった。そこで、連盟総会閉会後の 10 月 5 日、スイスの保養地ロカルノで英仏独伊・ベルギー・チェコ・ポーランドの首相・外相が直接折衝に臨んだ。その所産が、10 月 16 日に採択された、ロカルノ条約と総称される、相互に不可分な 5 つの条約<sup>32</sup>である。

ロカルノ 5 条約の中核は、英仏独伊・ベルギー 5 カ国の相互保証条約<sup>33</sup>、通称ラインラント協定 (Rhineland Pact) である。本協定は、ヴェルサイユ条約が定めるドイツ西方の領土的現状の維持・不可侵、およびラインラントの非武装を集团的・個別的に保証し (第 1 条)、当該国境において、相互に攻撃・領域侵入または戦争をしないと約す (第 2 条)。独仏・ベルギー 3 国は、あらゆる紛争につきジュネーヴ議定書の線で平和的処理手続を受諾する (第 3 条)。3 国のいずれかによる第 2 条違反もしくはラインラントの非武装の侵害またはその虞がある場合は、連盟理事会に付託され、違反・侵害が認定されれば、英伊を含め各締約

<sup>31</sup> Walters, *op. cit.*, p. 286.

<sup>32</sup> ロカルノ条約成立までの経緯は以下を参照。濱口學「ロカルノ体制成立の端緒」『国学院大学紀要』第 18 卷 (1980 年)、92-135 頁、植田隆子『地域的安全保障の史的研究』(山川出版社、1989 年)、53-61 頁、E. H. Carr, *International Relations between the Two World Wars*, (MacMillan, 1967), pp. 93-96.

<sup>33</sup> Treaty of Mutual Guarantee, done at Locarno October 16, 1925, *League of Nations, Treaty Series (LNTS)* Vol. LIV, No. 1292. Available at <https://treaties.un.org/doc/Publication/UNTS/LON/Volume%2054/v54.pdf>.

国が直ちに当該行為の対象国を支援する。明白な (flagrant) 違反・侵害の場合は、各締約国が直ちに違反・侵害の対象国を助けると約す(第 4 条)。本協定は、ドイツの連盟加入により発効する(第 10 条)。

本協定は、連盟規約の枠内で締約国に補完的保証を提供する(前文)趣旨の下に、対象範囲をドイツの西部国境に限定して集団的安全保障制度を設けるものである。協定上の集団的措置の実施過程に連盟機関の審議手続が組み込まれたことが、連盟規約の仕組みを前提とする協定の位置づけを一層明瞭にする。

なお、ドイツの連盟加入につき、本協定自体には格別の条件は付されない。だが、ロカルノ条約最終議定書にドイツ宛の共同通告<sup>34</sup>が付され、そこに連合国の共同解釈として、こう確認された。規約第 16 条の義務は、規約の擁護および侵略行為への抵抗において、各加盟国がその軍事的状況および地理的位置を考慮の上、誠実かつ有効に協力することを意味する、と。

ロカルノ条約には、ドイツと、仏・ベルギー・チェコ・ポーランドの各々との間の二国間仲裁裁判条約<sup>35</sup>が 4 つ含まれる。いずれも、締約国間の法律的紛争の国際裁判付託(第 1 条)、それ以外の紛争の常設調停委員会または連盟理事会への付託(第 17-18 条)を義務づける。

ドイツの東部国境については、現状維持も多国間相互保証も、ロカルノ条約には導入されなかった。フランスがロカルノ条約採択の日に、ポーランドとチェコとの間に各々二国間相互保証条約を別途締結した。2 つは内容的に同一だが、仏波条約<sup>36</sup>では、独仏間または独波間の仲裁裁判条約の不履行がいずれかの締約国を害する場合、両国は連盟規約第 16 条を適用して相互に直ちに支援すると約す(第 1 条)。条約はドイツの連盟加入により発効する(第 4 条)。要は、ドイツが紛争の平和的処理手続きなしに力行使する事態に備える同盟条約であって、その実質的主眼は、独波間および独・チェコ間の仲裁裁判条約をフランスが保証することにある。その発効要件や支援のための措置からは、やはり連盟の集団的安全保障制度を前提に、それを補完する形になっているのが分かる。

ブリアンによれば、ロカルノの交渉を成功へと導いたのは、連盟規約の精神と、平和の問題全般を広い視角で捉えたジュネーヴ議定書という総会の業績だったという。ジュネーヴ議定書は崇高な理想主義の成果ではあっても、全体としては実施し難いと判明したが、そこから着想を得てロカルノの作業は達成されたのであって、これは第 1 歩なのである。緊急理事会で彼はそう語った<sup>37</sup>。

<sup>34</sup> Collective Note to Germany regarding Article 16 of the Covenant of the League of Nations, *ibid.*, pp. 299-301.

<sup>35</sup> Arbitration Convention between Germany and Belgium, etc., *ibid.*, no. 1293-1296, pp. 303-351.

<sup>36</sup> Treaty of Mutual Guarantee between France and Poland, *ibid.*, no. 1297, pp. 355-357.

<sup>37</sup> Minutes of the 36th Session of the Council, *LNOJ* (1925), p. 1716.

ロカルノ条約は局地的な安全保障を中心観念として、義務的裁判の制度をとり、かつロカルノ会議の最終議定書<sup>38</sup>には、条約の発効がヨーロッパの平和と安全を強化し、連盟規約第8条の規定する軍縮を加速すると表明される点で、ジュネーヴ議定書と目的を同じくするという理解が当時あった<sup>39</sup>。また、ブリアンの議会答弁の分析からも、ロカルノ条約を手始めに、その方式をヨーロッパに広げる構想を彼が抱いていたこと、ロカルノ諸条約をつなぎ合わせる仲裁裁判義務は、国家に戦争着手を阻む仕切りとして、戦争回避の司法的手段たることが説明されており、ジュネーヴ議定書の心髄をなす司法的国際主義が、ブリアンの描くヨーロッパの平和の概念的枠組みとなっていたことが指摘されている<sup>40</sup>。

結局、ドイツはフランスの軍事的優位を恐れ、フランスはドイツの軍事的強大化を恐れ、英国は外交上の利害関係ゆえにドイツの西部国境を保証する用意はあれど、東部国境はさにあらず、という主要国の力関係をめぐる思惑の均衡ゆえに、ロカルノ条約は成功した<sup>41</sup>との説明もある。かかる要因は確かに無視できないとしても、恐れの対象を力で威嚇したり、排除するという伝統的勢力均衡の思考様式を脱却し、むしろ対象に積極的に歩み寄り、集団的安全保障制度の中に対等の資格で迎え入れて持続的安全を確保する仕組みを創案した点が、ロカルノ条約のかつてない独自性であった。その交渉の成就是、ブリアンに負う面が多分にあったと、国際連盟事務局に勤務した史家は指摘した。彼は、ヨーロッパのどの政治家よりも和解精神と機知に富む<sup>42</sup>と。

## 2.2.2 ロカルノ条約の影響

1926年9月8日、国際連盟総会がドイツ政府の加入申請を全会一致で承認した。ブリアンの総会演説はこれを歓迎し、新たな時代の到来を宣揚した。彼は、独仏間の紛争は、加盟国全てが公開で交渉する連盟の場で処理されるようになると告げてから、宣言した。

「銃よ、機関銃よ、大砲よ、後退せよ！調停と、仲裁と、そして平和と、交代せよ！」<sup>43</sup>

独仏の和解と協調が、力による紛争解決を時代遅れとなし、国際連盟の求心力を高めることへの一般的な期待感があった。この一節はそれを巧みに捉え、簡明に表現している。

<sup>38</sup> Final Protocol of the Locarno Conference, *LNTS* Vol. LIV, No. 1292, p. 299.

<sup>39</sup> 立作太郎「ロカルノ條約と平和議定書」、『国際法外交雑誌』第25巻2号(1926年)、230頁。

<sup>40</sup> Jackson, *op. cit.*, pp. 504-506.

<sup>41</sup> E・H・カー(井上茂訳)『危機の20年』(岩波書店、1952年)、142-144頁。

<sup>42</sup> Walters, *op. cit.*, p. 286.

<sup>43</sup> *Ibid.*, p. 326, Jackson, *op. cit.*, p. 500.

チェンバレン外相はこれを「戦争の時代と平和の時代とを区切るまことの分岐点」だとした<sup>44</sup>。同外相は1925年に、仏独外相は1926年に、ノーベル平和賞を受賞した<sup>45</sup>。

チェンバレンとブリアンとシュトレゼマンはその後、連盟総会と理事会の会合にほぼ毎回出席した。3人の協力関係は連盟の威信と機能を強化した。また、理事会会合の折にはラインラント協定の締約国の会合が恒例化した。それはロカルノ茶会と呼ばれ、日本も招かれるようになる<sup>46</sup>。国際連盟はヨーロッパ外交における存在感を間違いなく高めた。

ブリアンは1925年3月に連盟理事会で、大国の不在は連盟の弱みになっているが、連盟への信頼感が増すなら、それが人々や政府を加入に向かわせるはずだと述べていた<sup>47</sup>。法による平和を探求するブリアンの構想は、さらに大西洋の対岸へと向かった。

### 2.3 米国との提携

パリ講和会議以来、フランス外交政策の基調として、ヨーロッパの平和処理に英米を確りと結び付けることがあった。米国の第1次世界大戦参戦10周年の1927年4月6日、ブリアンは米国の人々へ向けて、メッセージを公表した。米仏両国の平和への願いを明らかにし、他国民の範ともなりうる「戦争違法化」のための相互協定の締結を、と。

米国内では、戦争という社会制度の全面的な違法化・廃絶をめざす運動が、教会団体や婦人団体や平和団体の支持を得て広がっていた。ブリアンはこの前月には、運動の推進者、ショットウェル(James Shotwell)と面会していた。

米国政府はしばらく沈黙を守ったが、6月2日に漸く、駐仏米大使に外交的対話を認めた。そこで仏政府は6月20日に、国家政策手段としての戦争を相互に放棄するという二国間条約案を提示した。これに対して、米政府内では、二国間の戦争放棄条約は、フランスの安全保障への米国の関与、つまり消極的な同盟を含意しかねないとの懸念が生じた。

同年末になって、ケロッグ(Frank Kellogg)米國務長官が、ヨーロッパ政治には距離を置く米国の基本政策に鑑み、普遍的多国間条約に戦争放棄について定めることを提案した。フランスにとって、抽象的な普遍条約となれば、米仏二国間条約よりも所期の効果は薄まるには違いないとはいえ、平和の雄たるフラン

<sup>44</sup> Carr, *supra note 32.*, p. 97.

<sup>45</sup> See Nobel Foundation, All Nobel Peace Prize, [http://www.nobelprize.org/nobel\\_prizes/peace/laureates/](http://www.nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/)

<sup>46</sup> Walters, *op. cit.*, pp. 337-341.

<sup>47</sup> Minutes of the 33th Session of the Council, LNOJ (1925), p. 452.

スが米国との連帯を顕示できるという成果はやはり重要であると認識された<sup>48</sup>。

かくて両国が多国間条約案の交渉に移り、2つの条約草案の対照表が英独伊日の検討に付された。これに対する反応を受けて、主に米国の条約案を基礎に改訂作業が進められた<sup>49</sup>。1928年8月27日、米仏英独伊日等15カ国がパリに会し、戦争放棄に関する条約<sup>50</sup>、通称ケログ・ブリアン条約に署名した。条約は広く諸国の署名に開放された<sup>51</sup>。

本条約自体は、政策手段としての戦争放棄と紛争の平和的処理とを国家に義務づけるのみである。ロカルノ条約と違って、連盟規約への言及は一切ない。とはいえ、ブリアンの法による平和へと向かう多国間外交の道程を見通せば、これが重要な一段階をなすことが認知できよう。

同条約案の構想、起草および第1次改訂において、仏外務省で実質的中心となっていたのは、大臣官房長のレジエ(Alexis Saint-Léger Léger)であった。彼は、1928年の仕事を回顧し、米国との連帯の絆を再構築し、ヨーロッパの集团的機構の企画へ向けて国際世論を用意するという観点から、ケログ・ブリアン条約について熟慮を重ねた、と記した<sup>52</sup>。政治的な国際協調は、軍事費の削減による財政負担の軽減や交易の緊密化・発展等、経済的波及効果も伴うと予見された。

## 2.4 ヨーロッパ連合体の構築へ

ブリアンの次なる多国間外交の目標は、ヨーロッパ地域の幅広い連合体づくりであった。1929年9月、国際連盟総会場で彼は問題をこう提起する。経済的平和の見地から、地理的に近い国民間には連邦的絆が存在すべきである。緊急の課題が経済的連帯の絆だとしても、政治的・社会的連帯の絆も、参加国の主権を侵害することなく、有用なはずだ、と。そして、関係国に問題の検討を促した。さらに関係26カ国の連盟代表を午餐会に招いて意見を交わしたのである。その結果、まずはブリアンが具体案を作成して各国政府の検討に付し、その所見を総合する改訂案を次期連盟総会に提出することが了承された<sup>53</sup>。

<sup>48</sup> R. Mertz, "Alexis Léger, de Philippe Bertholot à Aristide Briand", dans J. Bariéty et al. eds., *Aristide Briand, la Société des Nations et l'Europe 1919-1932* (Presses universitaires de Strasbourg, 2007), p. 431, Carr, *supra note 32.*, p. 118.

<sup>49</sup> R. Lesaffre, "Kellogg-Briand Pact (1928)", in *EPIL*, para 6.

<sup>50</sup> General Treaty for Renunciation of War as an Instrument of National Policy, *LNTS* Vol. XCIV, no.2137, pp. 57-64.

<sup>51</sup> Carr, *supra note 32.*, p. 118. 条約起草過程は、大沼保昭『戦争責任論序説』(東大出版会、1975年)、70-91頁を参照。

<sup>52</sup> "Biographie", dans Saint-John Perse, *Oeuvres complètes* (Gallimard, 1972), p. XX. なお、Saint-John Perseは詩人でもあったレジエの筆名である。

<sup>53</sup> E・エリオ(鹿島守之助訳)『ヨーロッパ合衆国』(鹿島研究所、1962年)、52-58頁。



それまでも、ヨーロッパ連合体づくりの構想は存在したが、政府首脳による計画提案としては、これが最初であった<sup>54</sup>。この段階では、連合体の具体像は定かではなかったが、ヨーロッパの諸新聞は賛否両論とともに大きく報道した<sup>55</sup>。

翌年5月17日、仏政府から26カ国政府宛に、レジェ官房長の筆になる「ヨーロッパの連邦的連合制度の組織に関する覚書」<sup>56</sup>が送付された。

同覚書は、まず冒頭に原則を記す。ヨーロッパ協力の探求は、国際連盟との連携の下にヨーロッパの利害関心を調和させて連盟の権威を高める。国家の主権的権利にはいかなる意味でも影響しない。

続いて次の4項目を提案し、各政府に諮問する。提案の第1は、連合体の目的・原則を規定する一般条約を作成することである。第2は、連合体の機構として、全参加国が構成する主要機関、限られた国々による執行機関および事務局を置くことである。第3に、連合体の基本方針を3点提案する。①経済問題は政治問題に依存する。②政治的協力がめざすのは、統一体ではなく、各国の主権と独立を尊重する柔軟な連合体である。それには、仲裁裁判と安全保障体系の発展や、ロカルノ起源の国際的保証政策の漸進的拡大も含み得よう。③経済組織は、共同市場の確立を理念的目標に、政府の責任の下に経済制度の接近を図る。第4に、政策協力の具体的検討項目として、①協力の対象領域たる、経済、通信・交通、財政、労働、保健衛生等9項目、②域内協力の方法、③連合体と域外諸国との協働の態様を提案する。覚書は、以上の提案について4週間以内の回答を要請した。

仏政府は、寄せられた回答を報告書にまとめて連盟総会に提出した。それを見ると、諸政府の反応は一様ではないものの、地域内の調整を必要と認める点では一致した。覚書の提案に対する異論も出ている。第1に、政治協力を経済協力の前提とする点について、多くの政府は両者の相互依存を強調し、いずれかを優先することは避けた。ロカルノ方式の一般的保証制度には参加できないと、3カ国が明記した。第2に、連合体は連盟の弱体化や大陸間の齟齬を呼びかねないと、10カ国以上が指摘した。第3に、内部機関は全体会議のみで足りるとし、事務局機能は連盟に委ねればよいとの意見が多かった<sup>57</sup>。

連盟総会は1930年9月、この報告書を審議の上、27カ国からなるヨーロッ

<sup>54</sup> R. Boyce, "Aristide Briand et quelques autres oubliés de l'entre-deux guerres", dans Bariéty, *op. cit.*, p. 20.

<sup>55</sup> エリオ、前掲書、56-58頁参照。

<sup>56</sup> "Mémorandum sur l'organisation d'un régime d'union fédérale européenne", reproduit dans Saint-John Perse, *op. cit.*, pp. 583-627.

<sup>57</sup> *Documents relating to the Organisation of a System of European Federal Union*, LN doc. A.46. 1930.VII (1930), pp. 69-77.

パ連合調査委員会の設置を決定した。同委員会はブリアンを議長に作業を開始したが、1932年2月に議長が道中で逝去すると、いつしか鳴りを潜めた<sup>58</sup>。

仏政府の覚書が、控えめな表現ながら仲裁裁判やロカルノ方式の漸進的拡大に言及していることから、ブリアンのヨーロッパ連合体構想は、ジュネーヴ議定書の基本的要素をヨーロッパに広く適用して国際連盟を補完することを念頭に、その前提となる協議体づくりを試みたものと推定できよう。

ブリアン外相の時代には、ヨーロッパ情勢にフランスが最大の影響力を發揮したが、1933年から仏外交は凋落の一途を辿る<sup>59</sup>。それは、多国間主義にもとづく法による平和の退潮とも重なった。この年、日本の国際連盟脱退表明やヒトラー政権の成立が、力の政治の台頭を告げていた。

### 3. 1930年代の多国間主義——後継者レジェ 1933-1940

ブリアン外相時代に仏外務省に根を張ったブリアン流(Briandism)の多国間主義外交は、彼の死後もその命脈を保つには保った。その陣頭に立ったのはレジェである。彼は1933年に外務省を統括する事務総長となった。以来、7年間に外相は8人が交代した。外交政策形成の一貫性を確保する上で、事務総長が重きをなすのは自然の成り行きである。レジェはブリアンから多くを継承し、「ブリアン以上にブリアンらしく」<sup>60</sup>その基本構想を堅持した。その顕著な現れが、次に述べる東方ロカルノ構想とラインラント再軍備への対応である。

#### 3.1 ロカルノ方式の東方拡大

ヨーロッパ連合体の覚書が既に触れていたロカルノ方式を東欧地域へと拡大、適用する東方ロカルノ構想は、ドイツへの警戒心を共有するフランスとソ連とが相互に接近する中で、具体化されていった。

ソ連は当初、二国間相互援助条約の締結を提案した<sup>61</sup>。フランスとしては、仏ソ同盟では大戦前の外交への逆戻りの感が拭えず、対英関係上も憚られる<sup>62</sup>ため、連盟規約およびロカルノ条約と両立しうる多国間合意方式を探求した。

1934年4月にレジェ事務総長は駐仏ソ連大使に、ソ連の国際連盟加入が両国の相互援助条約の前提だと伝え、さらに私案と断りつつ、東欧の地域的相互援助協定とソ仏協定からなる具体案を提示した。この案を土台に、両国外相間の

<sup>58</sup> デレック・ヒーター(田中俊郎監訳)『統一ヨーロッパへの道』(岩波書店、1994年)、210頁。

<sup>59</sup> R. Challener, "The French Foreign Office: the Era of Philippe Berthelot", in G. A. Craig and F. Gilbert, eds., *The Diplomats 1919-1939*, (Princeton UP, 1993), p. 67.

<sup>60</sup> Mertz, *op. cit.*, p. 419.

<sup>61</sup> L. Radice, *Prelude to Appeasement*, (Columbia UP, 1981), p. 160.

<sup>62</sup> Carr, *supra note* 32, p.202.

交渉へと進展し、同年6月、仏ソは以下につき了解に達した。①ロカルノ条約と対をなす独ソ・ポーランド・チェコ・バルト3国・フィンランド間の相互保証条約、②同条約をフランスが、ロカルノ条約をソ連が保証する仏ソ協定、③全当事国の批准およびソ連の連盟加入を各条約の発効要件とすること、である。

仏ソは、本案を公表し、その実現に向けて関係国との外交交渉へと歩を進めた。ソ連がドイツおよびバルト諸国、フランスがチェコおよびポーランドを分担した。フランスは、西方ロカルノの保証国たる英国にまず条約案を提示して、その支持とロカルノ諸国への周旋を要請する。このために、外相バルトゥ(Louis Barthou)とレジェは7月にロンドンに赴いた。

英側は、ソ仏協定案について、ドイツのロカルノ条約違反に対するソ連の援助およびドイツの東方相互保証条約違反に対するフランスの援助を定めるのみでは、対独防禦同盟に事実上等しいため、ドイツへも同等の援助供与を可能にして地域的安全保障の相互性を明確にする方が、対独同盟色を払拭する意味でも望ましいと指摘した。そこで、これを加味する修正案を、レジェと英外務次官とが作成した。

同修正案につき仏ソ英各政府の承認を得ると、英国は周旋を開始した。チェコとイタリアが同調した一方、ドイツとポーランドの消極的姿勢が鮮明になった。ソ連はバルト諸国の支持を取りつけた。

国際連盟総会は同年9月18日、ソ連の加入を承認した。ところが、10月に突如、バルトゥ外相が暗殺される。後任の外相は集団的安全保障に冷淡なラヴァル(Pierre Laval)となって、この条約案の実現する見通しは一挙に遠のいた<sup>63</sup>。

歴史的には、東方ロカルノ構想は、ドイツの現状修正の動きを平和裡に封じる手段として、広くヨーロッパ地域の協力をめざす戦間期最後の試みと位置づけられる。その後は、対独宥和と二国間交渉の時代が到来する<sup>64</sup>のであった。

仏ソは1935年5月2日、二国間相互援助条約<sup>65</sup>に署名した。本条約は、両国がヨーロッパの一国から侵略の脅威または危険にさらされる場合、国際連盟規約第10条を遵守するためにとるべき措置を相互に直ちに協議し(第1条)、ヨーロッパの一国から挑発されざる侵略を受けた場合、連盟規約第15条7項に該当するなら、相互に直ちに救援および支援を与える(第2条)と定める。つまり、連盟規約の枠内での相互援助を規定しており、連盟規約の文言に関する「条文起

<sup>63</sup> 以上の経緯は次の文献を参照。L. Radice, *op. cit.*, pp. 27-94, 植田隆子「東方ロカルノ案をめぐるソ連外交」、『スラブ研究』22号(1978年)、88-100頁、同、前掲書、198-217頁。

<sup>64</sup> L. Radice, *op. cit.*, p. vii.

<sup>65</sup> Treaty of Mutual Assistance between France and USSR, in E. Osmanczyk, *The Encyclopedia of the United Nations and International Agreements* (Taylor and Francis, 1985), p. 279.

草の名人芸」<sup>66</sup>との評もあった。ドイツは、同条約が専らドイツに敵対する軍事同盟だと強く反発した<sup>67</sup>。

### 3.2 ロカルノの終焉

1936年3月7日、ドイツ軍が行動に出た。ラインラント占領である。これにつきドイツ政府は、仏ソ相互援助条約がロカルノ条約を根本から破壊するため、もはや後者はドイツを拘束しない、とラインラント協定締約国に通告した。

このラインラント再軍備を同協定第4条のいう非武装の明白な侵害とみなすなら、直ちに行動することも可能だったが、仏・ベルギー両政府は翌日、連盟事務総長に打電して緊急理事会を要請した。すなわち、連盟の判断の下に行動する道を選択したのである。英仏伊白は3月10日からパリで会合した<sup>68</sup>。

レジェは11日に、駐仏日本大使との面談においてかく語った。仏政府は、ロカルノ条約破棄の取消と独軍の撤退を強く要求する。独軍が非武装地帯に十分な防備を施すなら、次に侵略の犠牲となるのはチェコであろう。フランスはその場合、同盟条約により戦争を免れえない。ドイツが要求を容れなければ、経済制裁ひいては軍事制裁も辞さない。フランスはまず、ドイツによる条約破棄の事実を理事会に認定せしめ、侵略者が決定すれば、制裁へと進める。ドイツでも国防軍や外務省はヒトラーの行動に懐疑的ゆえ、ヨーロッパ各国が結束して経済制裁を実行すれば、長く対抗はできまい。当方の措置は全て集団的安全保障の手段として企図されるロカルノの擁護に外ならず、連盟の強化である<sup>69</sup>、と。

ここに表出しているのは、司法重視の国際主義に貫かれた論理的な多国間外交の立場だが、とりうる行動には現実的に制約があった。仏軍の首脳は、8日の政府会合で派兵には慎重な姿勢を明らかにしていたのである<sup>70</sup>。

連盟理事会は、3月14日からロンドンに会した。大半の理事国はロカルノ諸国の争いに巻き込まれるのを警戒していた。独軍の行動は、ロカルノ条約違反だとしても、連盟規約上、全加盟国に対する戦争行為とはいえないため、理事会の役割はロカルノ条約の範囲に限定する、つまり、条約違反の公式な認定にとどめることが望ましかったのである。

仏外相フランダン(Pierre Flandin)は、理事会が公正に条約違反の事実を確認し、

<sup>66</sup> Zimmern, *op. cit.*, p. 409.

<sup>67</sup> Carr, *supra note* 32, pp. 228-229.

<sup>68</sup> Walters, *op. cit.*, pp. 693-694.

<sup>69</sup> 「在仏佐藤大使より広田外相宛昭和11年3月12日付電第129号(至急)」、『日本外交文書』昭和期第2部第5巻(昭和11年、対欧米・国際関係)、107-109頁。

<sup>70</sup> L. Noël, *L'agression allemande contre la Pologne*, (Flammarion, 1946), p. 131.

望ましい手段を勧告すると確信して問題を付託したと表明し、ドイツの条約解釈につき仲裁裁判付託の用意があると付言した。チリが、法律的問題を理事会が決定する前に PCIJ の勧告的意見を要請してはどうかと提案した。

結局、理事会は 19 日午後に、独軍の非武装地帯侵入・占領をヴェルサイユ条約第 43 条違反と認める決議を採択した<sup>71</sup>。理事会として何らかの紛争処理手段を勧告することはなかった。

ベルギーは同年 10 月、完全な中立政策への回帰を宣言した。仏ソ相互援助条約ゆえにフランスがドイツと戦争するに至るならば、ラインラント協定によるフランスとの相互援助が安全どころか、かえって危険を招くと判断したのである<sup>72</sup>。ロカルノはまさに終焉した。ヒトラーの膨張政策について真に責任を有するのは、ミュンヘン会談よりもむしろこのロンドン会合の方だったと、レジェは後年述懐している<sup>73</sup>。

仏外交の多国間主義は、ヒトラー政権の成立後に、対独協調からドイツ封じ込めへと転じた。それは勝ち目なき戦いの相を濃くして行くが、レジェはドイツへ抵抗する姿勢を変えなかった。それは、宥和的メディアの攻撃を浴びた<sup>74</sup>だけでなく、同僚たる在外使節からも現状の認識不足と鋭く批判された。集団的安全保障の原則への際限なき信念と国際協定の量産で惑わせ、ヒトラー主義をそれで阻止できると確信して、現実主義の欠如を露呈した、と<sup>75</sup>。

ブリアンを補佐した 7 年間で設計と実施の時代なら、仏外交の常任指揮者となった 1933-1940 年は、「退行(décadence)」の時代だったと、後年レジェは語った<sup>76</sup>。省内では指揮者として権威的との評もあり<sup>77</sup>、敵は多かった。

開戦後に、政情は昏迷の度を加え、独軍が北部から侵入して国内がいよいよ騒然とする中、レジェは 1940 年 5 月 19 日に事務総長を解任すると通告された。6 月 16 日に英国へと脱出、ニューヨークを経て 1941 年 2 月にワシントンへ至る。米議会図書館館長で詩人のマクリーシュ (Archibald MacLeish) の計らいで、同館に文学参与の席を得た。

レジェは、サン＝ジョン・ペルスの筆名で詩人として知られていた。1924 年刊行の『遠征(Anabase)』は、英語 (T. S. Eliot 訳) の他、4 カ国語の翻訳があった

<sup>71</sup> See Minutes of the 91<sup>st</sup> Session of the Council, *LNOJ* (1936), pp. 307-347.

<sup>72</sup> Carr, *supra note* 32, p. 231.

<sup>73</sup> “Briand (Discours prononcé à New York, pour une commémoration internationale d’Aristide Briand)”, dans Saint-John Perse, *op. cit.*, p. 611.

<sup>74</sup> E. Cameron, “Alexis Saint-Léger Léger—Fighter for Lost Cause”, in Craig and Gilbert, *op. cit.*, pp. 382, 390.

<sup>75</sup> Noel, *op. cit.*, pp. 196-197. 本書の著者は、当時駐ポーランド仏大使。

<sup>76</sup> Cameron, *op. cit.*, p. 379.

<sup>77</sup> H. Levillain, “Portrait d’Alexis Léger au Quai d’Orsay 1938-1940”, dans P. Plouvier et als eds., *Trois poètes face à la crise de l’histoire*, (L’Harmattan, 1997), p. 72.

が、外相官房長就任以来、詩作を断っていた。それが、亡命の地で詩人として蘇り、1941年から「流謫」「雨」「雪」「風」「航路標」と、次々に作品を発表する。1940年10月、ヴィシー政権は反祖国罪でレジエの国籍を剥奪し、財産を没収した。パリの住居にはゲシュタボが踏み込み、一切の書類を押収したという<sup>78</sup>。

#### 4. ブリアンの平和秩序構想における多国間主義とその手法

以上のように、各時代の現状に即して現前の問題に対処しながら、ブリアンもレジエも、広域的な法による平和の探求を常に見据えていたことが確認できよう。それを貫くブリアンの基本指針を、レジエは4つに整理した。第1は、フランスの当座の安全保障の確保である。それなくして集団的試みには参画しえない。第2は、当座の安全保障を前提に、ヨーロッパの平和という広い基盤を探ることである。このために仏独和解を永続させ、さらにはヨーロッパ連合体の樹立を志向する。第3は、ヨーロッパを超える不戦のための連帯の拡大である。第4は、差し迫ったリスクがあれば、より広い試みは措いて、政府間機構による予防措置へ力を集中することである<sup>79</sup>。ブリアンの政策はフランスの安全保障、ヨーロッパの平和、そして世界の調和の確保という同心円を構成する<sup>80</sup>。それは、特定の危険地点の保証から新たな国際制度への長期的計画までを包含する野心的外交の一覧図<sup>81</sup>ともいわれた。その明瞭な構図が、各構成部分を全体との連関において把握することを容易にする。

ブリアンは、政策の性格と実施の段階に応じて、多国間協議の場を巧みに使い分けていた。政府間の合意形成と緊急の懸案処理のためには連盟理事会や主要国首脳会合での主要国の政治指導者間の協議による合意形成を活用した。他方で彼は政府の背後に存在する無数の人々の動静にも常に意を用い、新たな課題へ注意を喚起したり、世論へ訴えることで諸政府に働きかけたり、中・長期的行動の素地を整えたりするには、連盟総会を活用している。この関連で、ブリアンもレジエも報道機関の果たす役割を重んじ、政策実施の各段階においてこれを巧妙に利用した<sup>82</sup>。

ブリアンは、雄弁家揃いの政治家の中でも傑出した演説の名手として知られ、万人受けするレトリックの達人であった。彼は、予断を交えず聴衆の感触を捉

<sup>78</sup> "Biographie", dans Saint-John Perse, *op. cit.*, pp. XIX- XXVII, See also Cameron, *op. cit.*, p. 403.

<sup>79</sup> "Briand", dans Saint-John Perse, *op. cit.*, pp. 609-610.

<sup>80</sup> ヒーター、前掲書、197頁。

<sup>81</sup> Cameron, *op. cit.*, p. 381.

<sup>82</sup> "Briand", dans Saint-John Perse, *op. cit.*, p. 609, Levillain, *op. cit.*, pp. 74-75.

えるとして、演説の草稿は一切準備しなかったという<sup>83</sup>。平和の探求において広範な世論を喚起する手腕が必要な際に、その才は真価を發揮した<sup>84</sup>。1920-30年代は、国際問題に対する世論の影響がいや増した時代である<sup>85</sup>。ケロッグ・ブリアン条約がそれを象徴している。ブリアンは時として、かつてのウィルソンを継ぐ役割も演じるようになる。彼自身、平和を愛する無数の庶民たちの言葉にならない希望と願いを代弁すると自任もしたのではなかろうか<sup>86</sup>。

国際連盟に最も威厳と権威があったのは1924-1930年だが、この時期には、規約第11条に基づき、調停的手法により紛争が効果的に処理された。それは連盟の道義的権威にもっぱら依拠していた<sup>87</sup>。国際連盟に安全保障を確保するのに十分な実力がないという現実を大前提として、地域的な多国間相互保証を追加して制度的にこれを補完する。さらに、広範な世論を喚起して下支えとしながら多国間協力への理解と信頼感を培い、力の衝突を未然に防止する場とすることで、安全を確保する。これがブリアンの多国間主義の基本的接近法だったといえよう。レジェは、ブリアン自身に大いなる興起者(*grands animateurs*)としての道義的権威が備わっていたと伝える。冒頭の記事もそれを示唆する。かつ、一見は夢想家でも、実は過去の経験をふまえて用心深く前進する創造者であったと指摘する<sup>88</sup>。この資質は、公開・対等の多国間討議の場で特に効果を發揮した。

## おわりに

ブリアンもレジェも、多国間主義という言葉こそ使わなかったが、その実践と行動理念から、法による平和を志向する多国間主義の開拓者と呼ぶことができよう。

その基本姿勢は、関係する国際機構なり多国間制度を固定的なものとは捉えず、不断に変化・発展する生命体の如く、状況に応じて適切に機能するように扱ったことである。ジュネーブ議定書の如く包括的で完成度の高い試みが一挙に実現できない以上、それはあくまで理念型として、当座の状況が許す範囲のことを積み重ねながら一步一步的に近づくのが現実的な方策であろう。その理念上の目的さえ明確なら、目前の課題は、時間の広がりの中で変化を見通しながら捉えることができるのである。

<sup>83</sup> “Briand”, dans Saint-John Perse, *op. cit.*, p. 607.

<sup>84</sup> Boyce, *op. cit.*, p. 20.

<sup>85</sup> P・ケネディ(鈴木主税訳)『決定版大国の興亡』下(草思社、1993年)、22頁。

<sup>86</sup> Zimmern, *op. cit.*, p. 373.

<sup>87</sup> Carr, *supra note 32.*, p. 108.

<sup>88</sup> “Briand”, dans Saint-John Perse, *op. cit.*, pp. 605, 609.

個別的な問題処理において、判断・選択の基準として、力関係や利害得失よりも、持続的な目的・原則・広い意味の法に重きが置かれる。この法とは、国際機構や制度の基本単位たる国家の権利・義務には還元しきれない、総体的な秩序体系として、全ての構成員に等しく及び、その相互関係全体を規律する客観的行動基準を広く含む。個別的紛争や危機は、かかる秩序の全体に照らして広い視野において扱われた。

まだ白紙の状態の多国間平和機構に関与したブリアンは、公開の討議フォーラムとして平和機構を活性化し、世論や関係当事者の啓発を通じて機構への求心力を高めることに大きく寄与した。彼が構想する平和機構の理念型はジュネーヴ議定書に描かれていたが、それは現実とはまったく隔たっていた。彼は、来るべき時代を告げて荒野を歩む多国間主義の預言者といえるのかもしれない。レジェの筆名、サン(聖)=ジョンは、そうした預言者の名を暗示している。

**Keywords:** 多国間主義 国際連盟 法による平和 ジュネーヴ議定書  
ロカルノ



Multilateralist Approach to Peace through Law  
in the Interwar Period

FUNAO Akiko

Offprint from *The Kobe City University Journal*

Vol.68 No.2 (2018)